





(施行期日)

**第一条** この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イ からヌまで 略

ル 第十二条及び附則第四十三条の規定

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第四十三条** 昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる清酒については、第十二条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令

第一条及び第八条から第八条の三までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第八条の二中「級別に」とあるのは、「二級について」とする。

2 第十二条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第八条の三の規定によつて行うべき表示は、昭和六十四年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

**附 則** (平成六年三月三〇日政令第一〇〇号)抄  
この政令は、公布の日から施行する。

2 1 改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第八条の三第五項の規定により大藏大臣の承認を受けたもの又は大蔵大臣の承認を受けるための申請がなされているものについては、改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第八条の三第五項の規定により、それぞれ大蔵大臣に届け出たものとみなす。

**附 則** (平成六年三月三一日政令第一一〇号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び次条の規定は、同年五月一日から施行する。

**附 則** (平成一一年三月三一日政令第一四八号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年六月七日政令第三〇七号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から七まで 略

八 附則第二十六条及び第三十五条の規定 平成十三年五月一日

**附 則** (平成一七年八月一七日政令第二八五号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、会社法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月一七日政令第四二号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成十八年五月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月三一日政令第一三〇号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成十八年五月一日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月三一日政令第一一〇号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 令和二年十月一日

ロ 第三条中酒税の保全及び酒類業組合等に

関する法律施行令第八条の三第一項第四号

及び第五号の改正規定並びに次条第二項か

ら第四項までの規定

る。

**附 則** (平成三〇年三月三一日政令第一三六号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三〇年三月三一日政令第一一一号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則** (令和二年三月三一日政令第一一五号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、令和四年四月一日から施行する。

この政令は、令和四年四月一日から施行す

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から七まで 略

八 附則第二十六条及び第三十五条の規定 平成十三年五月一日

**附 則** (平成一七年八月一七日政令第二八五号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、会社法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月一七日政令第四二号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成十八年五月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月三一日政令第一三〇号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成十八年五月一日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月三一日政令第一一〇号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 令和二年十月一日

ロ 第三条中酒税の保全及び酒類業組合等に

関する法律施行令第八条の三第一項第四号

及び第五号の改正規定並びに次条第二項か

ら第四項までの規定

る。

**附 則** (平成三〇年三月三一日政令第一三六号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三〇年三月三一日政令第一一一号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、令和四年四月一日から施行す

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から七まで 略

八 附則第二十六条及び第三十五条の規定 平成十三年五月一日

**附 則** (平成一七年八月一七日政令第二八五号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、会社法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月一七日政令第四二号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成十八年五月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月三一日政令第一三〇号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成十八年五月一日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月三一日政令第一一〇号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 令和二年十月一日

ロ 第三条中酒税の保全及び酒類業組合等に

関する法律施行令第八条の三第一項第四号

及び第五号の改正規定並びに次条第二項か

ら第四項までの規定

る。

**附 則** (平成三〇年三月三一日政令第一三六号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三〇年三月三一日政令第一一一号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、令和四年四月一日から施行す